

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第88号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、松浦海区海面におけるまだい幼魚の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正

- 1 全長11センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。
- 2 指示の期間  
令和5年9月1日から令和10年8月31日。